

1 香芝市バリアフリー基本構想の改訂について

1.1 基本構想の背景と目的

我が国では、諸外国に例を見ない速さで高齢化・少子化が進行し、高齢者や障がい者なども含めた、あらゆる人たちが社会活動に参加し、自己実現するための施策が求められています。そうした状況を受け、平成18年12月に「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」が施行されました。

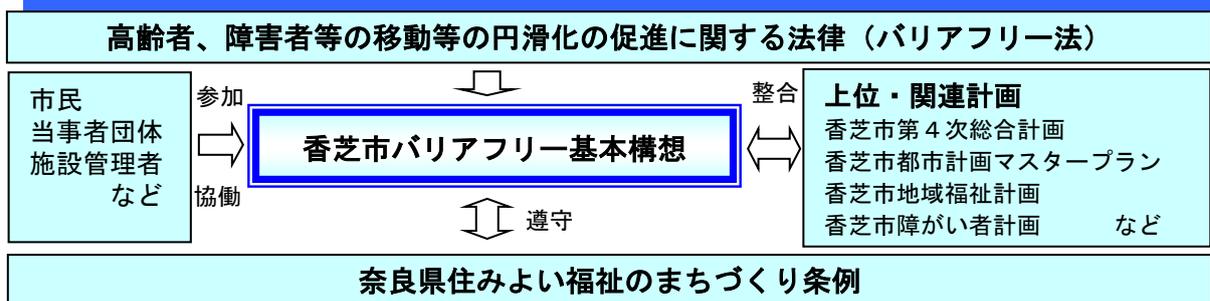
香芝市では、この法律に基づき、平成25年3月に「香芝市バリアフリー基本構想」を策定し、公共施設・公共交通機関などが集まった地区を重点整備地区と設定し、重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進してまいりました。

全国的にバリアフリー化が推進される中、平成30年度にはさらなるバリアフリーの促進を目指し、バリアフリー法が改正されました。法改正によりバリアフリー化が促進されれば、年齢や障がいの有無などにかかわらず、その尊厳が重んじられ、あらゆる人が社会活動に参加・貢献できる「共生社会」や意欲や能力を発揮できる「一億総活躍社会」の実現に繋がるとされています。

こうした社会情勢の変化を受けて、香芝市においても、当初策定から5年が経過した「香芝市バリアフリー基本構想」の取り組み・成果を評価し、さらなるバリアフリー化の促進を目指し、「香芝市バリアフリー基本構想」を改訂しました。本構想を基に、バリアフリー化を計画的に進めることで、高齢者、障がい者などを含めたすべての方の移動等の円滑化・利便性及び安全性の向上を図り、『誰もが安心・安全、快適に移動できるひとにやさしい都市づくり』を実現することを目的としています。

1.2 基本構想の位置づけ

香芝市バリアフリー基本構想は、バリアフリー法に基づき策定されるもので、「香芝市総合計画」「香芝市都市計画マスタープラン」などの上位計画や「香芝市地域福祉計画」「香芝市障がい者計画」などの関連計画との整合を図るとともに、市民及び関係者との協働によるバリアフリー化を進めていく際の「基本的な考え方」を示すものです。また、奈良県住みよい福祉のまちづくり条例を遵守した計画とします。



1.3 基本構想改訂の経緯について

